概要版

鳴 沢 村
第１０次高齢者保健福祉計画
・第９期介護保険事業計画

（令和６年度～令和８年度）

1　計画策定の趣旨

日本における高齢化の進行は世界に類をみない速さで進行しており、深刻な問題となっています。国の将来予測によれば、令和７年（2025 年）には団塊の世代が 75 歳以上となり、令和 22 年（2040 年）に団塊ジュニアが 65 歳以上となり、高齢者人口や介護ニーズは今後増加していくことが予測されます。また、認知症高齢者や一人暮らし高齢者といった特に支援が必要な高齢者が増加する一方で、地域のつながりの希薄化や介護人材不足といった課題も多数存在しており、早急な対応が必要となっています。

本村においても高齢者人口及び高齢化率の増加は加速度的に進行しており、令和２年（2020 年）10 月現在で高齢化率は３割を超え、その後も増加しています。今後も高齢化の進行とあわせて要介護認定者数も増加していくことが予想されます。

本村では、住民が生涯健康で過ごすことができるよう、介護予防や重症化予防に取り組みながら、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進について、近隣市町村や関係機関との連携を図りながら「活き活きと笑顔で暮らせる村づくり」を基本理念に掲げ、高齢者福祉施策を推進してきました。

この度、『第９次高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画』の計画期間が令和５年度末をもって終了することから、国の動向・方針を踏まえるとともに、社会情勢の変化や住民のニーズに対応することを目的として、新たに『第 10 次高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画』を策定しました。

2　計画の位置づけ・期間

本計画は、老人福祉法第 20 条の８第１項により策定が求められている「市町村老人福祉計画」、介護保険法第 117 条第１項により策定が求められている「市町村介護保険事業計画」であり、それぞれ本村における高齢者福祉施策、介護保険事業運営に係る保険給付の円滑な実施等に関する基本的な計画として位置づけられています。

令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
第９次高齢者保健福祉計画 第８期介護保険事業計画		見直し ▶	**第 10 次高齢者保健福祉計画 第９期介護保険事業計画**		見直し ▶	第 11 次高齢者保健福祉計画 第 10 期介護保険事業計画		

3　将来推計

● 高齢者人口の推計

	第９期　計画値			将　来　推　計			
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度
前期高齢者数（人）	464	457	452	434	480	494	439
前期高齢者割合（%）	46.5	45.3	44.4	41.1	42.9	43.0	38.8
後期高齢者数（人）	534	551	565	621	638	654	691
後期高齢者割合（%）	53.5	54.7	55.6	58.9	57.1	57.0	61.2
高齢者数（人）	**998**	**1,008**	**1,017**	**1,055**	**1,118**	**1,148**	**1,130**

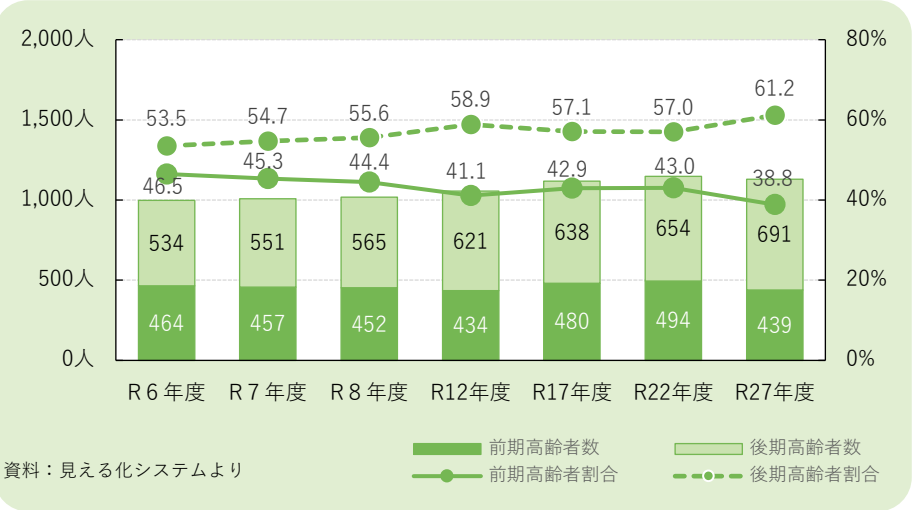

資料：見える化システムより

▶▶ 第９期計画期間中の高齢者人口の推計をみると、高齢者数は増加で推移しており、令和８年度（2026年度）には1,017人となっています。前期・後期の内訳でみると、後期高齢者の割合は増え続けており、令和８年度（2026年度）以降は、55.6%となる見込みとなっています。

また、令和12年度（2030年度）以降の推計では、高齢者数は増加で推移するものの、令和22年度（2040年度）をピークに減少に転じ、令和27年度（2045年度）では1,130人となっています。前期・後期の内訳でみると、後期高齢者の割合は前期高齢者を常に上回り、令和27年度（2045年度）では61.2%を占める見込みとなっています。

● 要支援・要介護認定者の推計

	第９期　計画値			将　来　推　計			
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度
認定者数	131	133	139	155	175	186	185
要支援１	0	0	0	0	0	0	0
要支援２	2	2	2	2	2	2	2
要介護１	31	31	33	36	39	42	43
要介護２	28	29	30	33	39	39	36
要介護３	42	43	44	51	58	63	63
要介護４	20	20	21	24	27	29	30
要介護５	8	8	9	9	10	11	11
高齢者人口	998	1,008	1,017	1,055	1,118	1,148	1,130
認定率（%）	13.1	13.2	13.7	14.7	15.7	16.2	16.4

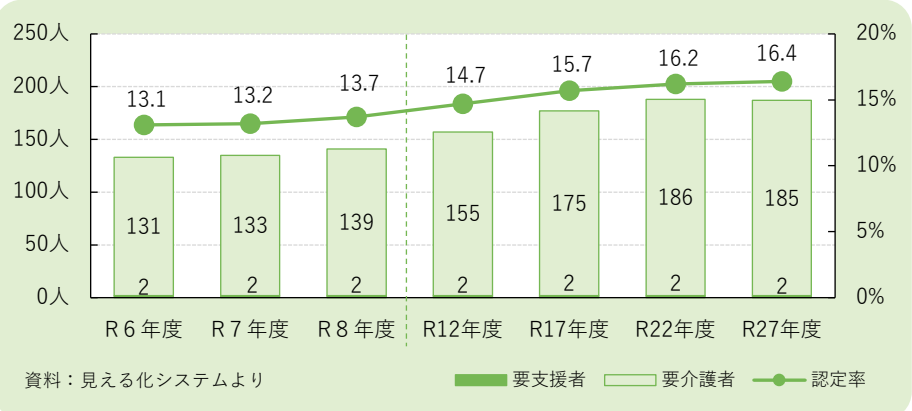

資料：見える化システムより

▶▶ 第９期計画期間中の要支援・要介護認定者の推計をみると、要支援・要介護認定者数及び認定率は増加傾向にあり、令和８年度（2026年度）では、要支援・要介護認定者数は139人、認定率は13.7%に達すると見込まれています。

また、令和12年度（2030年度）以降の要支援・要介護認定者を推計すると、令和27年度（2045年度）においては、要支援・要介護認定者数は185人、認定率は16.4%まで増加することが見込まれています。

4　計画の基本理念

本村の最上位計画である「鳴沢村第５次長期総合計画 後期基本計画」の【福祉保健分野】における基本方針は“子どもからお年寄りまでみんなが活き活きと笑顔で暮らせる村づくり”を掲げています。そのため、本計画の基本理念はこの基本方針を踏襲し、**“活き活きと笑顔で暮らせる村づくり”**とします。

＜基本理念＞

活き活きと笑顔で暮らせる村づくり

5　計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の３項目を基本目標とします。

基本目標Ⅰ　安心して暮らせるシステムづくり

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けていけるよう、それを支援するうえで必要な施設整備や在宅サービスの充実に努めるとともに、身近な地域の中で医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの機能強化に努めます。

介護保険以外の福祉サービスにおいても、制度・分野ごとの「縦割り」の支援体制を廃し、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域共生社会の実現を目指します。

また、地域共生社会の理念のもと、今後の村づくりを進める際にはユニバーサルデザインの考えを取り入れながら、誰もが暮らしやすいと感じられる生活環境の整備に努めます。

基本目標Ⅱ　元気で長生き、自分らしさの実現に向けた支援

住民一人ひとりが元気で活き活きとした自分らしい生活を営むことができるよう、保健・福祉・介護サービスが連携して、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または、要支援・要介護状態にならないための介護予防、高齢者の自立支援に向けた取り組み及び認知症高齢者の支援等の充実を図ります。

また、心身とも充実した毎日が送れるよう、高齢者の生きがいづくり、社会参加への促進や就労環境の支援を行い、高齢者が健やかに生きがいを持って活力ある生活ができる村づくりを進めます。

基本目標Ⅲ　地域全体で支える地域包括ケアシステムの効率的な推進

今後予見される高齢社会においては、行政や事業者によるサービスの提供と支援について、地域住民の多様な就労・社会参加による福祉の担い手の確保などを通じて、効率的な支援体制を確立していくことが求められます。

行政と事業者、地域住民が相互に連携を図ることで、引き続きボランティア活動や元気な高齢者の就労的活動等を推進していくとともに、高齢者の心身の状況につぶさに目を向け、より多くの方々が地域共生社会の一員として活躍できる仕組みを作ることを通じて、誰もが「我が事」として参画する地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目指します。

6　施策の体系

●高齢者福祉サービス

1　高齢者福祉サービス

（1）ひとり暮らし高齢者等支援サービス

①食事サービス　②緊急通報システム事業

（2）在宅生活支援サービス

①理美容サービス　②おむつサービス　③寝具クリーニングサービス

（3）老人保健措置事業

①高齢者向け住宅サービス

●高齢者の健康・生きがいづくり

1　高齢者の健康づくりの推進

①生活習慣病予防の推進　②健康相談の充実

2　高齢者のいきがいづくりの支援

①お達者クラブ事業の支援　②世代間交流活動の推進　③シニアリーダーの育成支援
④ニーズにあった活動内容の検討　⑤各種いきがいづくり事業の実施

3　生涯学習の推進

①公民館の活用　②高齢者の協力による学習機会の確保

4　スポーツ・レクリエーションの振興

①活動の普及促進　②スポーツ・レクリエーション活動の推進・支援
③日常生活における体力向上指導　④スポーツ・レクリエーション施設の利用促進

5　就業等の支援

①就労情報提供の充実

6　地域活動・社会活動への参加支援

①地域におけるボランティア体制づくり

●高齢者にやさしい村づくり

1　地域福祉事業

①地域福祉の広報・啓発　②地域包括ケア体制づくり　③介護現場の革新に関する取り組み

2　ボランティア活動等への支援

①ボランティア活動の広報・啓発　②人材の育成・確保　③ボランティア連絡協議会の設置
④ボランティア活動への参加拡大　⑤ボランティア活動拠点の充実

3　高齢者が住みやすい地域づくり

①公共施設における設備の充実　②ユニバーサルデザインの導入　③高齢者の移動支援
④公共交通機関への働きかけ　⑤民間事業者への指導・啓発
⑥サービス付き高齢者向け住宅の活用　⑦地域見守りネットワーク体制の構築

4　交通安全対策・防犯防災対策

①交通安全意識の高揚　②交通安全設備の整備促進　③避難行動要支援者名簿の更新及び活用
④感染症対策に関する体制整備　⑤消費者教育と相談の充実
⑥クーリングオフ制度や消費生活センターの利用促進

●介護保険サービス

1　居宅サービス

①訪問介護　②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
③訪問看護・介護予防訪問看護　④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導　⑥通所介護
⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション　⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護　⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
⑪特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売　⑫住宅改修・介護予防住宅改修
⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護　⑭居宅介護支援・介護予防支援

2　施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）　②介護老人保健施設（老人保健施設）
③介護医療院

3　地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護　②夜間対応型訪問介護
③地域密着型通所介護　④認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護　⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護　⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
⑨看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

4　自立支援・重度化防止等の取り組み

5　介護給付適正化への取り組み

●地域支援事業

1　介護予防・日常生活支援総合事業

（1）一般介護予防事業

①介護予防把握事業　②介護予防普及啓発事業　③地域介護予防活動支援事業
④一般介護予防事業評価事業　⑤地域リハビリテーション活動支援事業

（2）介護予防・生活支援サービス事業

①通所型介護予防事業　②訪問型介護予防事業

2　包括的支援事業

（1）地域包括支援センター

①地域包括支援センターの運営　②在宅医療・介護連携推進事業
③認知症総合支援事業　④生活支援体制整備事業

3　任意事業

①権利擁護に関する支援

●計画を推進するための施策

1　情報提供体制の充実

①広報紙等既存媒体の活用　②民生委員・児童委員による広報・啓発　③多様な情報媒体の利用
④関係機関との連携強化　⑤事業者に対する情報提供の充実

2　相談援助体制の充実

①安心して相談できる窓口の設置　②ふくし出張相談窓口の開設
③福祉保健課を中心とした相談機能の充実　④研修等の参加促進

3　地域におけるネットワークの構築

①地域包括支援センターの充実　②事業者間の連携
③地域のあらゆる分野における連携強化

4　計画の推進体制の充実

①総合的なサービス提供体制の確立　②近隣市町村との連携強化　③手続き体制の整備
④事業運営の点検体制

7　介護保険サービス

高齢化の進行に伴い、今後も介護を必要とする高齢者が増加すると見込まれています。そのため、在宅介護を支援する居宅サービスをはじめ、在宅介護が難しい高齢者の生活の場となる施設サービスや、よりきめ細かな対応が可能となる地域密着型サービスのさらなる充実が必要とされています。

また、制度改正による度重なる変更については、事業者をはじめとする関係者に定期的に周知を行う等、サービスの適正な提供と円滑な利用が可能な体制を構築していきます。

＜ 介護保険サービスの概要 ＞

<table>
<tr><th></th><th>「県」が指定・監督</th><th>「村」が指定・監督</th></tr>
<tr><td>介護給付サービス</td><td>
居宅サービス
＜訪問サービス＞
●訪問介護（ホームヘルプサービス）
●訪問入浴介護
●訪問看護
●訪問リハビリテーション
●居宅療養管理指導
●特定福祉用具販売
●特定施設入居者生活介護
＜通所サービス＞
●通所介護（デイサービス）
●通所リハビリテーション
＜短期入所サービス＞
●短期入所生活介護（ショートステイ）
●短期入所療養介護
●福祉用具貸与
●住宅改修
施設サービス
●介護老人福祉施設
●介護老人保健施設
●介護医療院
</td><td>
地域密着型サービス
●定期巡回・随時対応型訪問介護看護
●夜間対応型訪問介護
●地域密着型通所介護
●認知症対応型通所介護
●小規模多機能型居宅介護
●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
●地域密着型特定施設入居者生活介護
●地域密着型介護老人福祉施設
●入所者生活介護
●看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
★居宅介護支援
</td></tr>
<tr><td>予防給付サービス</td><td>
介護予防サービス
＜訪問サービス＞
●介護予防訪問入浴介護
●介護予防訪問看護
●介護予防訪問リハビリテーション
●介護予防居宅療養管理指導
●介護予防特定施設入居者生活介護
●特定介護予防福祉用具販売
＜通所サービス＞
●介護予防通所リハビリテーション
＜短期入所サービス＞
●介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
●介護予防短期入所療養介護
●介護予防福祉用具貸与
●介護予防住宅改修
</td><td>
地域密着型介護予防サービス
●介護予防認知症対応型通所介護
●介護予防小規模多機能型居宅介護
●介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
★介護予防支援
</td></tr>
</table>

8　第９期計画期間における介護保険サービス量の見込

	単位	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
居宅サービス				
①訪問介護	（回/年）	8,464	8,915	9,209
②訪問入浴介護	（回/年）	24	24	24
③訪問看護	（回/年）	1,572	1,572	1,572
④訪問リハビリテーション	（回/年）	1,874	1,874	2,155
⑤居宅療養管理指導	（人/年）	168	168	180
⑥通所介護	（回/年）	3,691	3,691	3,806
⑦通所リハビリテーション	（回/年）	560	560	632
⑧短期入所生活介護	（日/年）	3,230	3,431	3,431
⑨短期入所療養介護	（日/年）	0	0	0
⑩福祉用具貸与	（人/年）	912	900	948
⑪特定福祉用具販売	（人/年）	12	12	12
⑫住宅改修	（人/年）	13	13	13
⑬特定施設入居者生活介護	（人/月）	12	12	12
地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	（人/年）	12	12	12
②夜間対応型訪問介護	（人/年）	0	0	0
③地域密着型通所介護	（回/年）	2,718	2,718	2,815
④認知症対応型通所介護	（回/年）	82	82	82
⑤小規模多機能型居宅介護	（人/年）	0	0	0
⑥認知症対応型共同生活介護	（人/年）	0	0	0
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	（人/月）	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	（人/月）	11	11	11
⑨看護小規模多機能型居宅介護	（人/年）	0	0	0
施設サービス				
①介護老人福祉施設	（人/月）	3	6	6
②介護老人保健施設	（人/月）	13	13	13
③介護医療院	（人/月）	2	2	2
居宅介護支援	（人/年）	1,092	1,080	1,152
介護予防サービス				
①介護予防訪問入浴介護	（回/年）	0	0	0
②介護予防訪問看護	（回/年）	0	0	0
③介護予防訪問リハビリテーション	（回/年）	0	0	0
④介護予防居宅療養管理指導	（人/年）	0	0	0
⑤介護予防通所リハビリテーション	（人/年）	0	0	0
⑥介護予防短期入所生活介護	（日/年）	0	0	0
⑦介護予防短期入所療養介護	（日/年）	0	0	0
⑧介護予防福祉用具貸与	（人/年）	12	12	12
⑨特定介護予防福祉用具販売	（人/年）	0	0	0
⑩介護予防住宅改修	（人/年）	0	0	0
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	（人/月）	0	0	0
地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	（回/年）	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	（人/年）	0	0	0
③介護予防認知症対応型共同生活介護	（人/年）	0	0	0
介護予防支援	（人/年）	12	12	12

9　第９期介護保険事業計画における第１号被保険者の保険料

第９期計画（令和６年度～令和８年度）においては、第１号被保険者の高齢者総数の増加に伴い給付費も伸びており、介護保険料基準月額は6,043円となりますが、準備基金を取り崩すことで介護保険料基準月額は5,000円になります。

所得段階	対象となる方	保　険　料		
		保険料率	月額	年額
第１段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の方	0.455 （0.285）	2,275円 （1,425円）	27,300円 （17,100円）
第２段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円以下の方	0.685 （0.485）	3,425円 （2,425円）	41,100円 （29,100円）
第３段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える方	0.69 （0.685）	3,450円 （3,425円）	41,400円 （41,100円）
第４段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	0.9	4,500円	54,000円
第５段階（基準）	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円を超える方	1.00	5,000円	60,000円
第６段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	1.20	6,000円	72,000円
第７段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円未満の方	1.30	6,500円	78,000円
第８段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円未満の方	1.50	7,500円	90,000円
第９段階	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円未満の方	1.70	8,500円	102,000円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円未満の方	1.90	9,500円	114,000円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円未満の方	2.10	10,500円	126,000円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円未満の方	2.30	11,500円	138,000円
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の方	2.40	12,000円	144,000円

◎第１段階から第３段階の保険料については、公費による軽減措置が実施されます（表中（）内に記載）。

鳴　沢　村

第 10 次高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画

令和 6 年 3 月

発行／鳴沢村

企画・編集／鳴沢村　福祉保健課

〒401-0398　山梨県南都留郡鳴沢村 1575 番地

（ＴＥＬ）0555-85-3081　（ＦＡＸ）0555-85-2461